

保税蔵置場の許可について

標記のことについて、関税法第42条第3項の規定により、下記のとおり公告します。

記

1. 被許可者の住所及び名称

神奈川県横浜市中区本牧十二天3番10号

株式会社SKGトランスポート (法人番号：9020001028492)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地 (管轄官署)

株式会社SKGトランスポート 海老名 保税蔵置場

神奈川県海老名市中新田五丁目1432番地、1415番地、1416番地、
1417番地、1418番地1、1418番地2、1419番地1、1420
番地、1421番地、1422番地、1423番地1、1423番地2、
1427番地1、1428番地、1429番地、1430番地、1431
番地、1433番地、1434番地、1435番地、1436番地、
1437番地、1438番地、1439番地、1440番地、1447番地、
1449番地、1450番地、1452番地、1453番地、1454番地、
1455番地、1456番地、1457番地、1458番地、1459番地
1、1464番地1、1465番地1、1466番地1、1467番地1、
1432番地先

(横浜税関本関管轄)

3. 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄筋コンクリート・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき4階建

1棟 887平方メートル

4. 蔵置する貨物の種類

輸出入一般貨物

5. 許可の期間

自 令和2年10月 1日

至 令和3年 9月30日

令和2年9月16日